

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 『動物実験等実施規程』

(目的)

第1条 本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という）」及びその他の関係法令等に基づき、鎌倉女子大学及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）において、科学的観点と動物愛護の観点から、動物実験等を適正に実施すること、また、教育・試験研究等の利用に供する実験動物について、動物愛護及び福祉等の観点から適正に取扱い、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めることを目的とする。

(定義及び管理組織)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号の通りとする。

- (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、本学の施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (5) 「動物実験実施者等」とは、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (6) 各教育実習、試験研究ごとに置く「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 「動物実験室」とは、実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (8) 動物実験室ごとに置く「動物実験室管理責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験室の運営・管理・監督を行う者をいい、動物実験委員会において年度ごとに選任する。

(動物実験等の適正な実施)

第3条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施しなければならない。

(1) 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(2) 実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

(3) 苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、動物愛護法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(4) 適切に維持管理された施設及び設備の利用

2 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、本学の施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

- 3 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。
- 4 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、本学における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

(動物実験計画の審査)

- 第4条** 動物実験責任者は動物実験等の実施にあたり、動物実験等の開始前に動物実験計画申請書(別紙様式1)を作成し、学長に提出しなければならない。
- 2 学長はその審査を動物実験委員会に諮問する。審査の判定区分は、承認、条件つき承認、却下、非該当、とする。
 - 3 動物実験委員会は審査の結果について、答申書(別紙様式2)により、学長に答申するものとする。
 - 4 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書(別紙様式3)により、動物実験責任者に通知するものとする。
 - 5 動物実験責任者は、必要に応じて動物実験委員会の助言又は指導を求め、有効且つ適正な実験を行うように努める。

(実験動物の飼養及び保管)

- 第5条** 動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、動物愛護法及び飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

(動物実験等終了の報告)

- 第6条** 動物実験責任者は、動物実験等の終了後速やかに動物実験等終了報告書(別紙様式4)を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、必要に応じて動物実験委員会の助言を得て、動物実験責任者に対して、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずることがある。

(施設・設備の整備)

- 第7条** 学長は、教育、試験研究に必要な実験動物の利用を適正かつ円滑に行い、安全に管理するため、施設・設備を整備するよう努める。

(教育訓練等の実施)

- 第8条** 学長は、動物実験実施者等に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じる。

(自己点検・評価及び検証)

- 第9条** 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、本学外の評価機関による検証を実施することに努めること。

(情報公開)

- 第10条** 学長は、本学における動物実験等に関する情報を、動物実験等に関する自己点検・評価報告書として毎年1回程度公表する。

(改廃)

- 第11条** 本規程の改廃は、動物実験委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から制定・施行する。
- 2 本規程は、令和元年 5 月 1 日から改定・施行する。